

令和4年度第2回文化財調査会 議事録概要

1 日時 令和5年3月1日(火) 14:00

2 場所 市役所本庁舎5階502・503会議室

3 出席者

(文化財調査会委員) 衣斐弘行(会長) 鳥丸 猛 小谷成子 菅原洋一
瀧川和也 塚本 明 諸戸 靖 山口泰弘 采摺真澄
河原徳子 鈴木えりも 渡邊潤子 岸田早苗
(事務局) 文化スポーツ部長 北川 肇
文化財課長 山田昭弘
文化財課文化財GL 中尾 文
文化財G 土屋潤一郎 加藤 誠
代田美里 田中里美
発掘調査G 常山隆宏 渡辺愛子

4 欠席委員 小澤 毅 笥真理子

5 議事

(1) 令和4年度文化財保護事業報告について

- ① 文化財関係 【別紙1】
- ② 発掘調査関係 【別紙2】
- 伊奈富神社庭園保存修理事業 【別紙3】

(2) 報告について

- ① 樹木調査等
(スダジイ, 地藏大マツ, アイナシ, 不断ザクラ, 大クス) 【別紙4】
- ② 一里塚(看板)現状変更 【別紙5】
- ③ 教倫堂 現状変更 【別紙6】
- ④ 庄野宿資料館(瓦)現状変更 【別紙7】
- ⑤ 神戸見付(石垣) 【別紙8】
- ⑥ 府南寺仏像調査 【別紙9】
- ⑦ 西ノ野11号墳寄贈の取り消し

(3) 鈴鹿市文化財保存活用地域計画について 【別紙10】

(4) 寄贈資料について 【別紙11, 12】

松野家文書
鯨船部材

6 その他

7 傍聴人 1名

8 内容

課 長：鈴鹿市文化財保護条例施行規則第9条の6 第2項の規定により委員の半数以上に出席いただいたので、本調査会が成立することを確認し、令和5年度第2回文化財調査会を始めさせていただきます。

部 長：（挨拶）本日は、限られた時間だが、十分にご審議いただくことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

（鳥丸委員ご挨拶）

（挨拶）

（部長退席）

事務局：資料確認。それでは議事に移る。鈴鹿市文化財保護条例 施行規則 第9条の6 第3項により、会長に議長をお願いする。

議 長：会議の公開について、事務局から何かあるか。

事務局：鈴鹿市情報公開条例 第37条の規定により、会議は公開が原則。同条例第37条第1項第2号には、「会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」非公開とすることができるとある。今回は協議事項がないので、公開とする。傍聴人は1名。議事録は、要約記録として公開。

< 5 （1）令和4年度文化財保護事業報告について ①文化財関係（別紙1） >

事務局：文化財保護事業の伊勢型紙伝承者養成事業について、伊勢型紙技術保存会の会員数は、現在12名うち1名休会で行った。今年度は、各部門80回の講座を開き、伝承者10名・研修者1名・研修生11名の21名が受講。事業においては、コロナ感染対策により中止や縮小により対応した。

次に、金生水沼沢植物群落保護増殖事業について、本年度も同植物群落内において、大きな環境の変化や特段の検討事項が生じていないため、金生水沼沢植物群落保護増殖事業推進検討会議は開いていない。活用事業にあたる自然観察会は年間5回開催を行った。コロナ禍の中だったが、市外からの申込みがあるなど、たくさんの方に参観いただき、人数は計106名、昨年度の59名から大幅に参加人数が増える結果となった。活動内容については、調査会による年間を通した（動）植物調査、観察会を行うとともに、地元管理者、調査員に加え、昨年同様に文化スポーツ部職員も動員し外来種及び不要草の除去を行った。

次に、指定文化財の件数一覧について、今年度新規指定はなく、昨年同様102件。文化財防災活動等は、年間を通した巡視に加え、1月18日に、消防本部による防火査察を伊奈富神社、神宮寺、江島若宮八幡神社、龍光寺^{りょうこうじ}

において行った。また1月20日には、消防本部による防火訓練を、大黒屋光太夫記念館において行った。

次に、各資料館等の来館者数の1月末時点の数については資料に示したとおり。最後に、今年度本市所蔵の郷土資料で、特別貸出しを行ったものについて、田原市博物館、くるべ古代歴史館などへ壺、瓦の貸し出しを行った。

< 5 (1) 令和4年度文化財保護事業報告について ②発掘調査関係(別紙2) >

事務局：埋蔵文化財関係届出について、民間事業に伴う発掘届が99件、公共事業に伴う発掘通知が4件、出土遺物の発見届が6件。

緊急的に対応した発掘調査(いわゆる緊急発掘調査)は、5件実施。うち、国・県の補助金を得て実施した調査は、狐塚遺跡(伊勢国分寺跡第42次調査)と、前年度より引き続き実施中の磐城山遺跡 第16次・第16-2次調査の3件。狐塚遺跡は、個人住宅建設に伴う小規模調査。磐城山遺跡は、農地改良のため、長らく県道北側の調査を実施していたが、地元民から県道南側についても同様に開発したいという要望があったため、令和2年度から継続して調査している。

公共事業としては、道路側溝工事に伴う国分東遺跡の1件を調査。さらに、民間の受託事業として、建売分譲に伴う門山遺跡、大規模な宅地造成に伴う十宮古里遺跡の2件。

学術発掘調査は、富士山1号墳の第2次調査を行った。昨年度発見した造出部分を拡張するとともに、古墳の南の裾を確認することを目的に調査。造出は円筒埴輪の列に囲まれており、内部には特異な須恵器壺を確認。専門の先生方に指導いただきながら類例の調査を進めているが、あまり知られていないもののようで、今後も継続して調査する。なお、発掘調査は次年度以降も実施する予定。継続的に行っている長者屋敷遺跡(伊勢国府跡)の調査は、今年度で42次となる。2月より借地し、調査をはじめたところ。範囲確認調査については14件、工事に伴う立会調査は30件を実施。この内、範囲確認調査1件が本調査となっている。

埋蔵文化財の整理作業には、先ほど述べた調査にかかる出土遺物のほか、過年度に実施した大下遺跡の発掘調査にて出土した木製品の鍬・高杯等の保存処理や、土器類の実測図作成を業者委託にて実施。大下遺跡出土遺物の保存処理については今年度で終了の見込み。土器の実測図作成業務については、次年度以降も継続。

今年度末までに刊行予定の報告書は、『磐城山遺跡 第13・13-2次調査報告』、『伊勢国府跡25』、『鈴鹿市考古博物館年報 第24号』、『須賀遺跡8・9次調査報告』の4冊。昨年度実施した小規模な発掘調査については、『博物館年報』の中で本報告を行う。

展覧会・講演会は、2021年の調査成果を「速報展 発掘された鈴鹿2021」

として実施，6月まで展示した。その期間中に，主要な調査成果を発掘担当者が説明するスライド説明会を2回実施。また，2022年の調査成果についても，3月19日から「速報展 発掘された鈴鹿2022」として開催する予定。

現地公開は，12月10日に富士山1号墳発掘調査現場の現地公開を行った。144名の参加をいただき，滅多に見ることができない古墳の調査状況を見学いただいた。

シンポジウムは，今年度から地域の歴史を地元に還元していく目的で，新たに活用事業に取り組んだ。今年度は稲生地区を中心として行い，大下遺跡出土木樋の実物大レプリカと出土状況模型を作成し，外部講師2名を招いて稲生小学校にてシンポジウムを開催。

紙媒体での情報発信は，昨今，デジタル化が進む中でも，紙での提供を望む声も根強くあり，従来どおり「伊勢国府跡」及び「伊勢国分寺跡」の案内を行いながら，パンフレット，リーフレットを無料で配布している。一方で，埋蔵文化財についてもデジタル化を望む声も大きくなってきた。これまで博物館HP・Twitter・Facebookにおいて発掘調査ニュースを随時配信し，一般には見ることのできない発掘調査の様子を公開してきたが，今年度は新たに埋蔵文化財アーカイブページを博物館HP内に作成した。このアーカイブページと稲生地区内の遺跡内に設置した標柱とを，QRコードで紐付けることによって，発掘調査の様子や出土遺物の写真等を見ながら現地見学ができるような仕組みづくりに取り組み始めた。今年は稲生地区を中心に行ったが，順次市内全域が網羅できるようにしていく予定。その他，日本列島展への推薦について，全国的にも稀な大下遺跡出土木樋ほかを文化庁主催の「日本列島展」に推薦したが，残念ながら「落選」との通知を受けた。

< 5 (1) 令和4年度文化財保護事業報告について ②伊奈富神社庭園保存修理事業 (別紙3) >

事務局：保存事業（県・市費補助事業）について，まず委員会会議は，年4回実施。

『事業報告書』刊行については，8年間実施した県・市費補助事業の報告書のとりまとめを行った。本調査会においても7月に資料を提示して意見をいただき，「保存活用計画」のとりまとめ，事業報告書への掲載を行った。この「保存活用計画」は，七島池の委員会でも指導を得て，県条例に則した認定申請を行い，本日令和5年3月1日付けで三重県の文化財保護条例に即した「保存活用計画」の認定を受けた。三重県では第1号となる。

次に活用事業として，シンポジウムを令和4年10月2日（日）に行った。この8年間の七島池事業の総括ということで，総計100名が参加。講師は，衣斐会長を含め，七島池委員会の専門委員3名。当日配布した資料（リーフレット）を添付した。稲生民俗資料館における展示は，シンポジウム当日から3月31日まで開催中。周知チラシを添付した。以上が今年

度の事業の内容報告。

本年度で、県・市費補助事業として、8か年度をかけて実施した第1期事業（島岸修復工）を終了。今後、神社と一緒に体制を整備し、第2期事業（池岸の修復）に取り組むようにしたい。

（伊奈富神社より伝言・代読）「市文化財調査会の御指導・御協力をいただき、第1期事業として島岸修復工事を終えることができ、心より感謝している。今後、「保存活用計画」に基づいて取り組み、5年後に池岸修復工（第2期事業）にかかりたいと考えている。今後とも、御指導をいただきますよう、お願いする。なお、3月31日まで、稲生民俗資料館で展示を行っている。現地確認を兼ねて、ぜひ一度、足をお運びいただければと思う。御来場の折には、社務所まで御一報下されば、御案内させていただきます。」

会 長：型紙関係について、1回目の調査会時の渋紙の話についてその後どうか。

事務局：型地紙の生産者も少なくなってきたおり、材料も手に入らなくなってきた。型地紙自体が昔のものから変わってきており、研究会を立ち上げるという話を前回した。今年度2回、美濃和紙、越前和紙、柿渋の生産者の方、染め師、三重大学の大井先生と行った。柿渋の粘り気などをみると昔と大分変わってきてしまっているのではないかとということで、科学的なメスを入れていただき会議を行った。関心が高く、特に染め師、柿渋の生産者の方、紙を漉かれる方からの意見が活発に出てきていて、来年度から本格的に科学的なメスをいれていき、実際に様々な漉き方で漉いた紙を彫刻して染める実験を行う予定。次年度以降報告できると思う。

< 5（2）報告について ① 樹木調査等（スダジイ、地蔵大マツ、アイナシ、不断ザクラ、大クス）（別紙4） >

事務局：川俣神社のスダジイについて、令和5年2月3日に樹木調査を行い、主に地上部の状態を診断して頂いた。生育環境は神社の境内で周辺に住宅があり、通風は一方的で日照は普通。腐朽状態は主幹、枝ともにあり病虫害もある。ミヤマカミキリ（以後：ミヤマ）の被害が上部を中心に残存している。ミヤマの防除は地元の方々が継続して行っている。虫害と思われる枝の枯死が複数発生しており、境内にある他のスダジイには依然としてミヤマの被害が多く残っている。全体としては少しずつ成長しているが、食害の被害が出ているため注意が必要。現状としては、回復していた生育の勢いが少し鈍っており、ミヤマの食害による影響が出ている。対策としては、穿孔性害虫について、ミヤマの被害を再度確認し直し、防除を徹底することや、被害枝が高所に集中しているため、駆除作業を地元だけで行うことが難しいが、被害枝の除去や被害箇所に必要な処置を実施できる状況を作

ることが必要。吸汁性害虫のカイガラムシに同一の殺虫剤薬剤が効く。大量に発生しなければ、予防的に薬剤散布を行うことが有効。樹冠内の整枝剪定について、被害枝の除去は幼虫の駆除にもなり、出来るだけ早く実施すること。枯れ枝や不要枝を定期的に除去することにより、害虫が天敵に発見されやすくなる。ミヤマによる被害が大きい枝については、将来的に若く有望な枝に切り替えることが望ましい。将来性のある枝は積極的に育成し有効利用する。

地蔵大マツについて、生育環境は自治会の土地で住宅にかこまれており、日照は良好、腐朽状態は主幹、枝ともにあり、病虫害もある。状況は、重なり枝は剪定作業により大半が解消されている。南側の主幹は衰退が著しく、枝の枯れが毎年発生している。支柱依存による弊害は依然として残っている。南側の別の個体が生育し、大松を被圧している。新たな支柱の設置により、幹の倒壊は免れている。老衰と見受けられる症状が多く、非常に危機的な状態。南側の主幹は特に上部に衰退、全体に枯死部分が見受けられ、予断を許さない状況にある。南側の主幹は葉のついている枝までの距離が遠く、その葉も桜と別の個体に挟まれており、一刻も早く改善が必要な状態。北側と南側の境が枯死しており、すでに合体木の分離が始まっている。これは、非常に危険な状態で、材の強度があるうちに対策をしないと倒壊・枯死の原因となる。更なる支柱が必要な枝が存在している。防除により減少しているが、マツコナカイガラムシ、カキカイガラムシが確認されている。対策としては、根本的な原因となっている別個体の剪定や伐採を行うことだが、こちらも指定地内に生育しているクロマツであるため、高継樹の可能性を含んだ樹木とみなされ、別個体への解決の整理が求められており、剪定や伐採が困難な状態である。南側の個体について、枝枯れによる大枝の枯死は主幹の大きな欠損に直結しており、これを引き起こした場合には、巨体を支えることができなくなり、もはや助ける方法はない。このような状況において、改善できる策として接ぎ木による樹勢回復があるが、県内に事例が少なく、許可について議論が進んでいない状況にある。天然記念物は生きものであることから、猶予が少なくなっており、早急な検討が望ましい。

アイナシについて、境内に生育しており、日照は良好。腐朽状態は主幹、枝ともにないが病虫害がある。現況としては、2013年、2018年の診断の状態に比べて、より樹勢が衰えてきている。成長不良、枝枯れが増加し、素直な徒長枝が少ない。正常な生育をしている部分がかかり減少している。リンゴハマキクロバの赤星病の被害が深刻になっていると見受けられる。2020年に枝枯・胴枯症状が確認されており、それによる被害も拡大して

いると考えられる。枝枯・胴枯症状はいつ発症したかはわからない。対策としては、適期に薬剤散布による病虫害の防除・駆除を行い、被害を軽減すること。防除作業は毎年実行が必要な保護作業であることから、日常管理として計画的に行うことが必須。防除と同時に衰えた樹勢を回復するための措置を行うこと。

委員：地蔵大マツについて現場確認した。非常に大きく立派な木で、文化財として支えてきたことは分かったが、他の文化財と同じで寿命というものがあり、地蔵大マツも寿命がそろそろ近づいてきているのかなと思うところもある。地元の方はやはり文化財ということを抜きにしても、今まで生まれてきてからずっと木を守りたいというご意見もある一方で、根継ぎ、継ぎ木を行うということについて、文化財としての価値という観点からいうと、天然記念物なのに人工的な施しをするということに対しては、疑問符を付けられる意見もあると思う。その点については、全く結論がでる話ではないが、そういう考えを持たれる人もいるということなので、生態学ではなく、それに関わる人がどのような考えを持っているかということについて話し合いを行う調整をしないと先には進めないかなと思う。

会長：継ぎ木についてどうか。

事務局：地蔵大マツについて、三重県教育委員会では、継ぎ木は文化財としての価値を損ねるので駄目だという答えになっており、それは文化庁の意見に沿った考えで、県内では事例がない。ただ、福岡県では、県の指定文化財の楠について継ぎ木を行って復活させている事例があった。福岡県久留米市に問合せたところ、継ぎ木の可否についての議論は県の教育委員会が出たことはないという回答だった。三重県教育委員会には、再度他県ではこういった判断もでている事例があることをお伝えして、県の保護審の先生も含めてもう一度回答いただけないか、お願いをする予定。

会長：先生や樹木医に聞きながらすすめるということよろしいか。

事務局：樹木医は地元に寄り添う意見になってくるかと思うが、本当に継ぎ木が可能かを確認する必要があると思う。

会長：見解が分かれると思うが。樹木報告の中では大マツが一番重症か。

事務局：大マツだけではなく、大クスも色々と対応している状況。

< 5 (2) 報告について ② 一里塚(看板)現状変更(別紙5) >

事務局：令和4年9月下旬頃、三重県指定史跡石薬師の一里塚跡に、「短歌ポストお知らせ」の看板が無断で設置されていることが、市民からの電話で発覚した。佐佐木信綱顕彰会へ確認したところ、施工地である石薬師の一里塚

跡が三重県指定史跡であることを認識しておらず、文化財課および史跡の所有者・自治会へ事前に相談せずは無断で看板を設置したことがわかった。佐佐木信綱顕彰会から三重県教育委員会に始末書が提出された後、現状変更手続きを行い、「短歌ポストのお知らせ」看板と共に、一里塚跡に関係のない佐佐木信綱顕彰会事業の信綱かるた道案内マップボックス1基、投稿ボックス1基の計3基を、令和4年11月24日に、三重県教育委員会、鈴鹿市文化財課立会のもと撤去し、現状に復した。

会 長：一里塚の説明看板についてはどうか。

事務局：地元の方が設置したもので今までどおり残している。今回は一里塚に関係のないものを全て撤去した。

< 5 (2) 報告について ③ 教倫堂 現状変更 (別紙6) >

事務局：三重県立神戸高等学校は、創立100周年記念事業で校内の庭園整備を行い、その一環として、教倫堂跡の碑の隣に生えている本校シンボルツリーのクスノキの生育環境を整える工事を行った。圧迫されたクスノキの根を再生させるため、現在よりも周囲を1メートルほど拡張し、盛土をした。その際、土留めとして使用されている束石については掘り起こし再利用し、また、残石については、テニスコート付近に積み上げた。また、標柱の傾きを修正し、説明碑とともに土台をコンクリートで固定し、補強した。説明碑の近くのツツジの株については伐根した。崩れる等の問題は起こらず無事に完了。なお、施工期間中に瓦、陶器を発見したので、届出を行った。

< 5 (2) 報告について ④ 庄野宿資料館 (瓦) 現状変更 (別紙7) >

事務局：2年前にも、瓦のずれと割れた瓦の交換を大規模に行った。庄野宿資料館は開館当時より雨漏りに悩まされており、大規模な改修工事を行わないと雨漏りを直すことはなかなか難しいうえに、野地板が腐りかけており、瓦の下土もなかつたりするため、その度々に修繕が必要になってくるとは言われていた。2年前の修繕で、雨漏りは一時的におさまっていたが、今年度、再び雨漏りの問題がでてきたため、業者にみてもらい、棧瓦復旧(葺き直し)約50枚、棧瓦新規(割れた瓦交換)約50枚を現状変更の届出のうえ、工事を行った。費用は指定管理費にて対応し、令和5月2月16日付で現状変更完了報告。

< 5 (2) 報告について ⑤ 神戸見付 (石垣) (別紙8) >

事務局：三重県史跡の神戸の見付について2件報告。

ひとつは、石垣の毀損について、最近大分膨らんできており危機的状況ではあった。令和4年9月26日、前日通過した台風の影響によるものと思われるが、付近住民より通報があり、現場確認したところ石垣の下に石が落ちていた。県とも相談し、元に戻せるようだったら戻すこととなったが、人力では無理な状況だった。もともと石垣が膨らんでしまっているところに雨を含んで押し出されてしまったのではないかと推測されるが、上の部分の石が下がってきており、ぴたりと填めることは難しい。填めるには上の二つの石をどかせてから填める方法になるのではないかと考えられ、重機が必要ではないかと考えている。県と相談をすすめていくが、現状詰め込めない状態。

2つ目は、令和5年2月6日、神戸の見付の東側上面に隣地住民の方がリフォームをする際、善意ではあると思うが、見付の東側上の法面に防草シート及び砂利を無許可で敷いて道をつくった事例が発生した。市有地であること、史跡の範囲内であることにより、始末書を提出いただいた。今後、現状変更手続きを行い撤去予定。

会 長：市民が、文化財について意識をもっていないことが多いか。広報などで周知が必要かもしれない。

事務局：看板設置の件とは質が違うかと思うが、見付のような事例は起こりうる可能性はある。いいことをしているつもりでも手続き上の問題や、史跡上の保存の問題がある。実際に遺跡を守っていかなければならないという部分と使いやすくしてあげようという気持ちの折り合いで難しいと思う。

会 長：神戸の見付の件は、住民の方が昔から居られた方ではないので、そういう意識がなかったかもしれない。

事務局：下が公園のため道を作ってあげようという気持ちがあったようだが、史跡のため現状を維持していかなければならない点において、広報が不足していたと思う。

< 5 (2) 報告について ⑥ 府南寺仏像調査 (別紙9) >

事務局：府南寺の仁王様について、以前から一度文化庁に見てほしい要望をいただいており、所有者から文化庁へ直接お電話をされていた。急遽、文化庁文化財第一課・井上調査官が来られる連絡があり立ち会った。途中から担当委員にも参加いただいた。

金剛力士像（重要文化財(彫刻) 1956(昭和31)年6月28日指定）は、

指定当初は鎌倉当初とされていたが、その後南北朝に作製年代が変わってしまっていることについて疑義があるということについても含め、文化庁の見解を聞いた。調査官より、指定後解体修理をしているため、その過程で年代が変更になったという説明があった。肩甲骨が省略されていることや、筋肉など身体表現が形式化されていて、鎌倉というよりも鎌倉後期から南北朝ということや、顔の表現である目が外側に向いていてやや上向きについており、鎌倉だと目は中心に近いところについているなど、丁寧な説明をいただいた。また、構造についても、頭2材・体前後3材・左右2材（6材）の箱組構造で、鎌倉だと1材や前後2材であることが多く、材を有効活用している点においても鎌倉というよりも南北朝に近いということから、鎌倉後期～南北朝で異論ないという結論に至った。ただ、当初の表現仕上げは見当たらないが、^{うんぎょう}吽形の背中にべんがらよりも古い層が残っていることや、欠損してしまいやすい指先や^{てんね}天衣の細かい表現などが割とよく残っている点において評価があったが、所有者としてはどうしても運慶作と伝わるという点にこだわりがあり、何とか鎌倉時代にもっていけないかという話があったが、手続き上、製作年代を変更することはできないことと、運慶作と伝わっていることや東大寺の南大門の仁王像を模しているという伝承があるということが大事なのではないかという話をいただいた。

また、ご本尊のひとつである千手観音立像について、10年程前に文化財調査会に指定文化財にできないかと議題にあがった、その結果についても疑義を持たれていて、一緒に調査いただいた。その結果、体は江戸時代、頭上面も江戸時代、頭部のみ室町時代ということで担当委員に調査いただいた結果内容と齟齬がなかったので納得いただいたかと思う。担当委員から何かあればお願いしたい。

委員：以前調査した際に、体は江戸時代、頭部は室町時代という話をさせていただいたが、所有者はその結果について納得がいけない部分があったかと思う。今回セカンドピニオンをしていただいた形になると思うが、結果は同様の内容だった。金剛力士像については、私宛にも電話があり、三重県史に書かれている表現が非常に分かりにくいという内容だった。所有者の祖父が書かれた『府南寺史』というものがあって、鎌倉時代の運慶作と書いてあるということから、鎌倉時代のものではないかと強く主張されていたが、今回の調査結果で、従来の調査結果の時期等で変わることはないということになると思う。

会長：ここは阿^{あぎょう}吽^{うんぎょう}（阿形・吽形）が逆だが、それについてはどうか。

委員：まさにその東大寺の南大門がもとで、そこからいくつか模してつくられていて、それらが作られていく中で、非常に保存状態がいいものだと説明されたと思う。私もそう思う。いくつか南大門式の仁王像が全国にあるが、

やはり模しているということで、鎌倉時代のものとは思えない。調査は立ち会えなかったが、報告書の構造から判断しても、やはり時期は鎌倉後期以降になるのではないかと思う。

< 5 (2) 報告について ⑦ 西ノ野 11 号墳寄贈の取り消し >

事務局：前回の第 1 回文化財調査会において、西ノ野 11 号墳寄附の申し受けが決定したが、取りやめになったことを報告する。経緯は、第 1 回文化財調査会の前に、担当委員 2 名に調査をお願いし、その調査結果として、古墳を貴重な文化財として保存活用すべきというご意見をいただいた。手続きを行うため所有者へ連絡したところ、土地の購入者がみつかったため、寄附の申し出はなかったことにしてほしいという返事があった。今後の土地の利用方法について確認したところ、購入者は資材置き場として活用部分のみを利用して、古墳部分については利用しないということだった。その他、包蔵地であるため開発制限があることも購入者へ伝え済とのこと。本日欠席されている担当委員へは、後日文化財課より報告を行う。

会 長：文化財調査会で承認を得て決定したことなので、このような問題が起こってきた時には、真っ先に担当委員へ報告して順序をふまないといけない。委員どうか。

委 員：取り下げについては、今回初めて聞いたが、地域一帯の歴史の繋がりを示す重要な文化財であるので、新しく所有される方が遺跡であることの認識を持っていただければ、市の方々と連携をとっていただければと思う。本日欠席の担当委員にも意見を確認いただければと思う。

会 長：第 1 回調査会后、譲渡を受けるべき旨の書面に押印し、教育委員会教育長へ提出したが、それはどうか。

事務局：確認する。

< 5 (3) 鈴鹿市文化財保存活用地域計画について (別紙 10) >

事務局：地域計画の認定時期の延期について、当初は令和 5 年 12 月に認定を受けるスケジュールで進めていたが、令和 6 年 12 月（1 年間後ろ倒し）で認定を受けることとなった。延期する理由は、令和 6 年 4 月から開始する第 7 次 鈴鹿市総合計画に合わせて作っていく上で整合性を図るため。当初の進め方だと、第 6 次鈴鹿市総合計画（2023）最終年度と第 1 次文化財地域計画との整合性を図り必要に応じで見直す計画としていたが、第 7 次鈴鹿市総合計画に合わせることで、その後も第 8 次鈴鹿市総合計画（2032）

と第2次文化財地域計画の時期も揃えることができる。配布資料のスケジュールで進めていきたい。

今年度作成してきた「素案」について、前回（昨年7月）から大きく変更したところは資料のとおり。第4章 歴史文化の特徴を再整理し、4つの特徴を導き出した。（p.63）鈴鹿市の歴史文化の特徴として、前調査会でいただいたご意見から、有力者が残した歴史文化、海と道にまつわる歴史文化、大衆、民衆の歴史文化の3つに分かれてまとめていくという話としていたが、今回は3つものから4つものものに変更した。はじめの2つは同じで、風土の特性を活かした産業の歴史文化、4つめは、人々が心のよりどころとした歴史文化として設定した。主に産業面を今回取り上げることとした。鈴鹿市の成り立ち上、軍都、軍事施設については外せないというご意見もいただいたが、産業というくくりであれば、軍事産業もあげていける。また、策定のタイミングで歴史文化の特徴を4つ定義することで、改定の時期に、関連文化財群を増やしたいとなった場合に、4つの特徴に合わせて計画を拡張することができるようになるため、文化庁からもいいことだのご意見いただいた。

第5章の関連文化財群において、以前よりも表現や構成文化財に説明を加えた。措置について表を新規作製した。

また、新しく別冊資料編の作成に取りかかっている。年表、指定等文化財（説明、写真等で100件以上）や文化財の関連施設・展示施設、文化財の関連団体、市内のボランティア団体等の活動がわかる一覧、また鈴鹿市とゆかりのある人物リスト、最後に地域計画を作る上で市民に取ったアンケート結果を載せる予定。本冊に収録しなければならない必須項目が国で定められており、選択制の任意項目も国から定められている。基本的にその内容を本冊に載せていくわけだが、それ以外については、本冊に載せる意味があるのかという指摘をいただいた。ただ、鈴鹿市では教育現場でも活用していただきたい内容もあることから、年表やゆかりの人物等はどこかで市民に知らせたいという思いがある。その点において、別冊にて作成することとした。

残る課題としては、未指定文化財の整理が途中。一昨年を中心に、市民の方に地域の宝を聞き取ったアンケートで未指定文化財の吸上げを行い、1000件以上がリストアップされた。国からすると未指定文化財ひとつひとつが、文化財保護法の6類型の中の何に分類される文化財になるか、リストの未指定文化財は、本冊にある関連文化財の構成文化財でもでてくるが未指定文化財リストにも出てきているかなどの整合性など、文化財がなくなった場合はリストから削除しなければならない等、リストの増減に対

応できるように、今後の運用に向けて整理分類が作業として残っている。そのほか別冊資料編の作成が途中。他部局との連携体制や、課内会議が不十分で、措置への議論が充分でないのが現状。第6章は進んでいない。来年度の調査会で課題についてまとまったものを提出し、またご意見をいただきたい。

委員：総合計画の齟齬について、令和6年度の鈴鹿市総合計画はできているのか。

事務局：まだ完成はしていない。令和5年度の冬までかかると思う。

委員：ということは齟齬するかはまだ分からないということか。鈴鹿市総合計画と地域計画はあまり連動しないと思うが。総合計画がどのようなであろうが、文化財保存活用計画は実施しなければならないことであって、齟齬という点について理解ができなかった。

事務局：具体的に p. 108, 109 の第6章において、第6次の総合計画に沿っている部分があるが、1年待って新しい第7次の総合計画のスケジュールにあわせてはどうかという内部の意見があった。

委員：どのような内容の総合計画であっても、地域計画はそんなに変動しないものだと思う。文化財の保存活用について地域計画としてどうあるべきかが大事だと思う。そういう方向でまとめていただければと思う。

事務局：地域計画にあわせて、総合計画をまとめていくよう進めている。

委員：鈴鹿市の場合は市全域を対象として、学校に普及していくということでしょうか。

事務局：はい。

委員：総合計画は地域計画の上位計画にあたるものなので、形式的にはやむを得ないということでしょうか。地域計画が1年遅れることで、鈴鹿市の文化財の修理活用事業に影響を与えることはないのか。

事務局：1年遅れてしまうが、これまで通り進めていく。

委員：修理事業は地域計画がなくても行えるが、活用事業は地域計画が認定されないと行えないが、影響はないか。

事務局：今のところ影響はない。

委員：方向性はこれでいいと思う。進めていただきたい。

< 5 (4) 寄贈資料について 松野家文書 (別紙 11) >

事務局：松野家文庫の追加寄贈について、神戸藩家老・松野家より平成の初め頃に御自宅の3400冊程を寄贈された。主に松野家に伝来した和漢籍と松野宗太郎(1859-1953)の収集品の2つに分かれる。はじめは図書館に寄贈があり、松野家文庫解題目録(平成9年)が刊行された。郷土資料室ができ

た際に、図書館から郷土資料室に移管され、その後、点検・確認、ネットで目録を作成・公開しようと思っていたところ、令和4年8月15日に追加寄贈をいただいた。漢籍・和書・神戸藩政資料などは約1000点程（古文書類含む）で、全部で4000点程になる。書籍が中心のため、今後、整理方法を検討し、目録化・公開予定。鈴木委員や青山先生にも意見をいただく。

会 長：1000点のうち本は何点か。

事務局：7割から8割程。古文書はくしゃっとしている状態なので、ばらすともう少し点数が増える可能性もある。

会 長：図書館に寄贈された松野家文書とは別のものか。

事務局：昭和20年代頃に松野氏が作られた蔵書目録をもとに松野家文庫の黄色の本はつくられているが、その中に含まれているものも入っていそうなので、単に鈴鹿市に移管されるときに御自宅に抜け落ちてしまっていたものが今回寄贈された可能性も高い。

< 5（4）寄贈資料について 鯨船部材（別紙12） >

事務局：鯨船部材について、MieMuで展示していた四日市の江戸時代の部材で、地元としては保管・活用について不安があるため寄贈先を探していた。鈴鹿市としては活用のことや、大きいものなので、県内の博物館で保管することを提案したが、持ち主としては市外に出すより鈴鹿市で保管してほしいとの意向があり、鈴鹿市に寄贈いただき、合川倉庫にて保管。

委 員：合川倉庫はどういうところか。

事務局：昔は農協が使っていた倉庫で、大型の民具などを保管している。

委 員：鈴鹿市のものか

事務局：倉庫ごと鈴鹿市に寄贈されたが、保存状況としていいわけではないので、引っ越し先を探している状況だが、保管するものの大きさを考えるとなかなか難しい。

委 員：今回は部材だけを寄贈か。

事務局：今回は見つかった部材のみ。以前は鯨船本体を作り変える際に、前の代の鯨船も保管している。

会 長：瀧澤委員、展示担当はどなただったか。

委 員：民俗担当しているものが担当した。保管先は地元の意向で市内にということであった。

会 長：議事はこれで終了。

事務局：来年度の第1回調査会は7月予定。